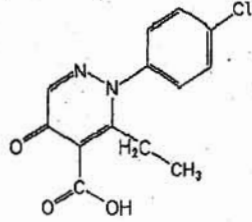


クロフェンセット (Clofencet)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	
用途	農薬／植物成長調整剤
作用機構	小麦の稔性を維持しつつ、花粉の生産を阻害することで、品種間交雑をしやすくするために用いられると考えられている。
適用作物	小麦(アメリカ)
我が国の登録状況	農薬登録はない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において残留基準値は設定されているが、流通実態はなく、登録取り下げの着手が開始され、今後基準値が削除される予定である。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イヌ・カプセル経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100
基準値案	別紙のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。
意見聴取の状況	平成22年3月9日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定
答申案	クロフェンセットについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

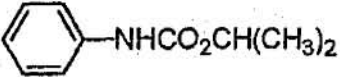
農薬名 クロフェンセット

(別紙)

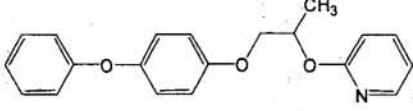
農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		250		250.0	アメリカ	
牛の筋肉		0.2		0.15	アメリカ	
豚の筋肉		0.2		0.15	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2		0.15	アメリカ	
牛の脂肪		0.04		0.04	アメリカ	
豚の脂肪		0.04		0.04	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.04		0.04	アメリカ	
牛の肝臓		0.5		0.5	アメリカ	
豚の肝臓		0.5		0.5	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.5		0.5	アメリカ	
牛の腎臓		10		10.0	アメリカ	
豚の腎臓		10		10.0	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		10		10.0	アメリカ	
牛の食用部分		0.5		0.5	アメリカ	
豚の食用部分		0.5		0.5	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.5		0.5	アメリカ	
乳		0.02		0.02	アメリカ	
鶏の筋肉		0.2		0.15	アメリカ	
その他の家禽の筋肉		0.2		0.15	アメリカ	
鶏の脂肪		0.04		0.04	アメリカ	
その他の家禽の脂肪		0.04		0.04	アメリカ	
鶏の肝臓		0.2		0.20	アメリカ	
その他の家禽の肝臓		0.2		0.20	アメリカ	
鶏の腎臓		0.2		0.20	アメリカ	
その他の家禽の腎臓		0.2		0.20	アメリカ	
鶏の食用部分		0.2		0.20	アメリカ	
その他の家禽の食用部分		0.2		0.20	アメリカ	
鶏の卵		1		1.0	アメリカ	
その他の家禽の卵		1		1.0	アメリカ	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

プロファム(Propham)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	
用途	農薬/除草剤、植物成長調整剤
作用機構	カーバメート系除草剤である。また、ばれいしょの発芽阻止を目的に植物成長調整剤として用いられる。有糸分裂阻害により活性を示すものと考えられている。
適用作物	ばれいしょ(ニュージーランド)
我が国の登録状況	農薬登録はない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 ニュージーランドにおいてばれいしょに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ラット以外の実験動物で実施された適切な試験が報告されていないこと、発生毒性に関して適切に評価できる試験が実施されていないこと等により、一日摂取許容量(ADI)を設定するための試験成績が不十分であったことから、プロファムのADIを設定しない。
基準値案	食品中に「不検出」とする農薬等の成分である物質として定める現行の管理措置を維持することとし、プロファムは食品に含有されるものであってはならないものとする。
意見聴取の状況	平成 22 年 3 月 30 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定
答申案	プロファムについては、食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持することが適当である。

ピリプロキシフェン (Pyriproxyfen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び、インポートトランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	4-フェノキシフェノキシ構造を有する殺虫剤 昆虫体内で幼若ホルモンとして作用し、胚仔の発育阻害による殺卵作用、蛹化または成虫化を阻害することによる変態阻害作用等により作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	インポートトランス申請: クランベリー/ Cranberry Fruitworm, Lecanium Scale 適用拡大申請: 茶/クワシロカイガラムシ										
我が国の登録状況	トマト、ピーマン、なす、きゅうり等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	かんきつ類果実、綿実等に国際基準が設定されている。 米国でアボカド、かんきつ類果実、クランベリー等に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.1 mg/kg 体重/day 【設定根拠】 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 10 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ピリプロキシフェン本体										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="398 1117 996 1300"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>15.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	15.1	幼小児 (1~6 歳)	26.5	妊婦	14.2	高齢者 (65 歳以上)	15.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	15.1										
幼小児 (1~6 歳)	26.5										
妊婦	14.2										
高齢者 (65 歳以上)	15.2										
意見聴取の状況	平成 22 年 3 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名 ピリプロキシフェン

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2			0.20 アメカ	【米国の未成熟えんどうを参照】
小豆類	0.2	0.2			0.20 アメカ	【米国の未成熟えんどうを参照】
えんどう	0.2	0.2			0.20 アメカ	【米国の未成熟えんどうを参照】
そらめめ	0.2	0.2			0.20 アメカ	【米国の未成熟えんどうを参照】
その他の豆類	0.2	0.2			0.20 アメカ	【米国の未成熟えんどうを参照】
はくさい	0.7	0.7			0.70 アメカ	【米国のキャベツ及びカリフラワーを参照】
キャベツ	0.7	0.7			0.70 アメカ	【0.05-0.33(n=8)(米国キャベツ外葉あり、<0.01-0.02(n=8)(米国キャベツ外葉なし)】
芽キャベツ	0.7	0.7			0.70 アメカ	【米国のキャベツ及びカリフラワーを参照】
ケール	2.0	2.0			2.0 アメカ	【米国のマースタードの葉を参照】
こまつな	2.0	2.0			2.0 アメカ	【米国のマースタードの葉を参照】
きょうな	2.0	2.0			2.0 アメカ	【米国のマースタードの葉を参照】
チンゲンサイ	2.0	2.0			2.0 アメカ	【米国のマースタードの葉を参照】
カリフラワー	0.7	0.7			0.70 アメカ	【<0.01-0.14(n=8)(米国カリフラワー)】
ブロッコリー	0.7	0.7			0.70 アメカ	【米国のキャベツ及びカリフラワーを参照】
その他のあぶらな科野菜	2.0	2.0			2.0 アメカ	【米国のマースタードの葉を参照】
たまねぎ	0.15	0.15			0.15 アメカ	【<0.01-0.04(n=9)(米国たまねぎ)】
トマト	1	1	○			0.10, 0.28/ 0.14, 0.33(4) 【<0.01-0.22(n)=19(米国トマト)】
ピーマン	3	3	○			1.06, 1.40/ 2.18(n), 1.22(n) 【<0.01-0.17(n)=8(米国ピーマン)】
なす	1	1	○			0.14, 0.28/ 0.14, 0.28
その他のなす科野菜	2	2	○			0.83, 0.79(ししとう) 【0.02-0.06(n=4)(米国のとうがらし)】

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり	0.2	0.2	○			0.03, 0.02/ 0.03, 0.02 【<0.01-0.01(n=7)(米国 きゅうり)】
かぼちや	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【<0.01(n=6)(米国かぼ ちや)】
しろうり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国のきゅうり、かぼ ちや、メロンを参照】
すいか	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国のきゅうり、かぼ ちや、メロンを参照】
メロン類果実	0.1	0.1	○	0.10	アメリカ	<0.01, <0.01 【<0.01-0.04(n=9)(米国 メロン)】
まくわうり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国のきゅうり、かぼ ちや、メロンを参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国のきゅうり、かぼ ちや、メロンを参照】
オクラ	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【<0.02- <0.02(n=6)(米国おく ら)】
未成熟えんどう	0.2	0.2		0.20	アメリカ	【<0.01-0.06(n=8)(ス ナップえんどう)、 0.03-0.12(n=4)(さやえ んどう)】
未成熟いんげん	0.2	0.2		0.20	アメリカ	【米国の未成熟えんど うを参照】
えだまめ	0.2	0.2		0.20	アメリカ	【米国の未成熟えんど うを参照】
その他の野菜	0.2	0.2		0.20	アメリカ	【米国の未成熟えんど うを参照】
みかん	0.5	0.5		0.5	アメリカ	
なつみかんの果実全体	0.5	0.5		0.5	アメリカ	
レモン	0.5	0.5		0.5	アメリカ	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.5	0.5		0.5	アメリカ	
グレープフルーツ	0.5	0.5		0.5	アメリカ	
ライム	0.5	0.5		0.5	アメリカ	
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5		0.5	アメリカ	
りんご	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.01(n)- 0.16(n=25)(米国りん ご)】
日本なし	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【米国の仁果果実を参 照】
西洋なし	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【<0.01(n)-0.08(n=13)】
マルメロ	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【米国の仁果果実を参 照】
びわ	0.2	0.2		0.2	アメリカ	【米国の仁果果実を参 照】

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
もも	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【0.03-0.20(n=8)(米国 もも)】
ネクタリン	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【米国のもも、ブルー ン、おうとうを参照】
あんず(アプレコットを含む)	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【米国のもも、ブルー ン、おうとうを参照】
すもも(ブルーンを含む)	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【0.03-0.20(n=11)(米国 すもも)】
おうとう(チェリーを含む)	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【0.06-0.97(n=10) (米国おうとう)】
いちご	0.3	0.3			0.30	アメリカ 【0.03-0.20(n=8)】
ブルーベリー	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【0.16(n)-0.62(n=8)(米 国ブルーベリー)】
クランベリー	1.0		IT		1.0	アメリカ 【米国のブルーベリ ーを参照】
ハックルベリー	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【米国のブルーベリ ーを参照】
その他のベリー類果実	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【米国のブルーベリ ーを参照】
ぶどう	0.5	0.5			2.5	アメリカ 【0.03(n)- 1.93(n)=13(米国ぶ どう)】
パパイヤ	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【米国のライチ、マン ドリン、オリーブ、グア バを参照】
アボカド	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【米国のライチ、マン ドリン、オリーブ、グア バを参照】
グアバ	0.1	0.1			0.10	アメリカ 【0.025-0.0539(n=3)(米 国グアバ)】
マンゴー	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【米国のライチ、マン ドリン、オリーブ、グア バを参照】
パッションフルーツ	0.1	0.1			0.10	アメリカ 【米国のライチ、マン ドリン、オリーブ、グア バを参照】
その他の果実	1.0	1.0			1.0	アメリカ 【0.096(n)- 0.203(n)=3(米国ライ チ)、 0.026-0.0940(n=3)(米 国マンドリン)、 0.13-1.8(n)=6(米国 オリーブ)/米国のグア バを参照】
綿実	0.05	0.05			0.05	アメリカ

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり	0.02	0.02			0.02 アメカ	【米国のアーモンド及 びくるみを参照】
ペカン	0.02	0.02			0.02 アメカ	【米国のアーモンド及 びくるみを参照】
アーモンド	0.02	0.02			0.02 アメカ	【(0.01)(#)- 0.01(4)(n=8)(米国アー モンド)】
くるみ	0.02	0.02			0.02 アメカ	【<0.01(4)(n=4)(米国く るみ)】
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02 アメカ	【米国のアーモンド及 びくるみを参照】
茶	15	0.3	○・甲			0.02/0.07.0.03/ 5.16.6.58(\$)(荒茶)
その他のスパイス	1.0	1.0			1.0 アメカ	【米国のライチ、パンレ イン、オリーブ、グアバ を参照】
その他のハーブ	2.0	2.0			2.0 アメカ	【0.29-1.61(n=7)(米国 マスタードの葉)】
牛の筋肉	0.01	0.01				【牛の脂肪を参照】
その他の陸棲哺乳類に属する筋肉	0.01	0.01				【牛の脂肪を参照】
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用 部分	0.01	0.01		0.01		
縮実油(注1に限る。)	0.01	0.01		0.01		
縮実油(注1を除く。)	0.01	0.01		0.01		
ミネラルウォーター類	0.3	0.3		0.3 <sup>(注2)</sup>		

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 注1)食用植物油類の日本農林規格に規定する精製縮実油、縮実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油  
 注2)WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定(Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提  
 供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎とな  
 る数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起さない濃度を示す。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類	0.2
えんどう	0.2
そらまめ	0.2
その他の豆類(注1)	0.2
ほうき	0.7
舞キャベツ	0.7
ケール	2.0
なまつな	2.0
きょうな	2.0
デンゲンサイ	2.0
カリフラワー	0.7
ブロッコリー	0.7
その他のあぶらな科野菜(注2)	2.0
たまねぎ	0.15
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜(注3)	1
きゅうり	0.2
かぼちや	0.1
しろうり	0.1
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜(注4)	0.1
未成熟えんどう	0.02
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
その他の野菜(注5)	0.2
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実(注6)	0.5
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
マルメロ	0.2
びわ	0.2
もも	1.0
ネクタリン	1.0
あんず(アブコットを含む)	1.0
すもも(ブルーンを含む)	1.0
なつめやし及びびんご	0.0
おうとう(チェリーを含む)	1.0
いちご	0.3
ブルーベリー	1.0
クランベリー	1.0
ハuckleベリー	1.0
その他のベリー類果実(注7)	1.0
ぶどう	0.5
パパイヤ	1.0
アボカド	1.0
グアバ	0.1
マンゴ	1.0
パッションフルーツ	0.1
その他の果実(注8)	1.0
縮実	0.05
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類(注9)	0.02
茶	15
その他のスパイス(注10)	1.0
その他のハーブ(注11)	2.0
牛の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する筋肉(注12)	0.01
牛の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分(注13)	0.01
縮実油(注14に限る。)	0.01
縮実油(注14を除く。)	0.01
ミネラルウォーター類	0.3

(注1)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そらまめ、らっかせい及びスベイス以外のものをいう。

(注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、舞キャベツ、ケール、なまつな、きょうな、デンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、さこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びびんご以外のものをいう。

(注7)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

(注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ、パッションフルーツ、なつめやし及びびんご以外のものをいう。

(注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、さんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、んにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの葉、パセリの葉、セロリの葉及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、羊及び豚以外のものをいう。

(注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、骨髄、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を用いる。

(注14)食用植物油類の日本農林規格に規定する精製縮実油、縮実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油